

紫紺会に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は、会則第47条に基づき、紫紺会について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

明治大学校友会とその他の校友諸団体との連携を強化し、大学の賛助及び校友相互の親睦・支援を促進すること目的に、校友会公認団体として紫紺会を設置する。

(区分)

第3条

紫紺会の区分は次に掲げるとおりとする。公認された団体は、いずれかの紫紺会の区分に属することとする。

- (1) 海外紫紺会
- (2) 卒年紫紺会
- (3) ゼミ紫紺会
- (4) 学部・研究科・クラス紫紺会
- (5) 企業紫紺会
- (6) 業界紫紺会
- (7) 体育会紫紺会
- (8) サークル紫紺会
- (9) 有志紫紺会

(公認要件・資格)

第4条

紫紺会としての公認を受けるためには次に掲げる要件を満たすことを必要とする。

- (1) 会の名称が定められていること。名称は、「明治大学〇〇紫紺会」とすることを原則とする。ただし、すでに長年の活動実績があり、活動への支障が著しい場合にはこの限りではない。
- (2) 10名以上の校友からなり、主たる構成員が校友であること。ただし、海外紫紺会については、海外の主要地域に1年以上在住・駐在する2名以上の明治大学校友によって構成されていることとする。
- (3) 代表者(校友に限る)及び役員等が明記された会員名簿(メールアドレスを含む)が整備され、届け出がされていること。

(4) 会の規則が制定されており、校友会の目的に沿った活動目的となっていること。

(5) 年1回は、活動報告書を校友会本部に提出すること。

(審査)

第5条

組織委員長は、紫紺会の公認申請の届け出を受けたときは、これを組織委員会に諮り、承認を得られた場合、これを会長に具申する。

2 会長は、支部長会に付議し、その承認が得られたときは、遅滞なく、代表者に対して、紫紺会の設置を許可する旨通知しなければならない。

3 当該紫紺会は、前項の通知の日付をもって、公認の日とする。

4 会長は、当該紫紺会が公認されたときは、代議員総会で報告しなければならない。

(公認の取消し)

第6条

公認要件・資格として第4条に定められている要件を1つ以上満たさなくなった場合には、原則として公認を取り消す。

附則

この規程は、大学理事長の認可を受けた上で、2024年7月29日から施行する。